**七飯町空家等除却費補助金について**

**補助金の対象となる空家**

* 概ね１年以上居住その他の使用実績がない空家で、七飯町が行う調査により判定

されたもの（特定空家に認定されたものを含む）

**補助の対象者（申請者）**

* 七飯町内に対象となる空家等を所有（相続人を含む）している個人
* 町税の滞納がない方
* 申請者及び世帯員が暴力団員でない方

**補助金対象事業**

* 補助対象の空家の解体のほか、敷地内の門や塀などを除去し更地にする工事
* 立木や家財の除去・処分費は対象外です
* 七飯町内の解体業者等に依頼して行う工事
* 他の公的補助等と重複していないもの

**補助金の額**

* 補助率：解体に要する費用の４／５以内の額
* 国が定める単価で計算した工事費の４／５以内の額
* 補助限度額：５０万円

**その他　注意事項**

* 倒壊の危険性がないなど、特定空家等に該当しない空家は、補助対象になりません
* 申請前に事前調査の申込みが必要です（既に特定空家等の認定を受けている場合は、

事前調査は不要）

* すでに解体業者等と契約している場合は、補助の対象になりません

**手続きの流れ・様式**

※すでに特定空家等に認定されている場合は②からの申請となります。

④　町へ請求書を提出する

町が申請者へ補助金を振込む

町が申請者へ補助金の交付額を通知する

③　町へ完了実績報告書を提出する

解体工事の完了

解体工事の契約・着手

町が申請者へ交付決定通知をする

②　町へ補助金の交付申請をする

町が申出者へ調査結果を連絡

町が建築物を調査・判定

①　町へ事前調査を申し出る

様式11

様式９

様式３

様式２

様式１

様式10

**申請に必要な書類の一覧**

□　実施計画書

□　申請者の町税の納税証明書

□　申請者の補助申請日より一箇月以内に交付された住民票の写し

□　補助対象空家等の登記事項証明書（法務局に登記されていない場合は建物の公課証明）

□　空家の付近見取図、配置図、各階平面図及び2面以上の全景写真

□　解体事業者等の要件を満たすことを証する書類

□　補助事業に要する費用の見積書（補助対象工事の内訳がわかるもの）の写し

□　申請者以外に所有者又は相続人が複数いる場合は全員の同意書

□　その他、町長が必要と認める書類

問合せ先

七飯町役場 民生部 環境生活課 生活環境係　電話０１３８－６５－２５１６（直通）